

三 島 市 長 豊 岡 武 士 様
三 島 市 議 会 議 長 川 原 章 寛 様

三島市監査委員 今 井 信 義

三島市監査委員 大 房 正 治

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定による監査を三島市監査基準（令和 2 年三島市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 監査の種類及び対象

財政援助団体の監査

(1) みしまジュニアスポーツアカデミー事業費補助金

所管課 健康推進部 スポーツ推進課

団 体 みしまジュニアスポーツアカデミー実行委員会

(2) 三島ゆうすい会補助金

所管課 産業文化部 商工観光課

団 体 三島ゆうすい会

2 監査の範囲

令和 3 年度中の出納その他の事務の執行

3 監査の実施場所及び期間

監査委員事務局事務室及び監査委員室

令和 4 年 5 月 12 日から令和 4 年 6 月 2 日まで

4 監査の実施内容

(1) 事務局職員の事前調査

所管課及び団体からの調書及び関係書類の提出を求め、提出された資料に基づき調査を行った。

(2) 監査委員による監査

事務局職員が収集した資料に基づく監査のほか、所管課及び団体のヒアリング(説明聴取)により実施した。

5 監査の評価項目

(1) 所管課関係

- ア 補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金等の交付目的及び補助金等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金等に関する条件の内容は明確か。
- エ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- オ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- カ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- キ 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

(2) 団体関係

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部署へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。

6 監査の結果

財政援助に係る収入支出事務について、各規程、決算書、現金出納簿等関係書類を調査した結果、市からの補助金は確実に収納されており、支出事務はその目的に従って概ね適正に処理されているものと認めた。

当該監査結果における指摘事項及び意見・要望は、次のとおりである。

(1) みしまジュニアスポーツアカデミー実行委員会

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

みしまジュニアスポーツアカデミー事業費補助金により実施した事業は、スポーツ能力に優れた素質を持つ市内の小中学生に対し、関係競技団体と連携しながら様々な競技を体験させ、適正のある種目とのマッチングを図っており、アスリートを目指すことはもとより、学童期のスポーツへの動機づけにも繋がることから、三

島市のスポーツ振興に効果を発揮するものと思われる。

主管課においては補助団体の事務局を担っているが、補助金を交付する立場である市が補助団体の事務局を担うことは、補助金の客観的な評価に支障が生じかねない状況にあり、基本的要件である公益性の判断や補助団体へのチェック機能が働く状況にあるとは言い難い。加えて公金以外の現金の保管にあたる当該補助金の取扱いは、地方自治法及び会計規則等の適用を受けないことからリスクが高い状況にある。以上のことを踏まえ、団体に対する市の関わり方についての見直しを検討されたい。

また、当該補助事業について市が政策的に行うべき事業で、密接に関与しなければ事業の遂行が困難であると判断する場合は、自主事業への切り替えについても検討されたい。

(2) 三島ゆうすい会

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

三島ゆうすい会補助金により実施した事業は、「ゆうすいNEWS」の発行や小中学生を対象とした「ゆうすい探検」等の水の学習事業、「七草のつどい」等の水のイベント事業、三島ゆうすい会ホームページによる情報発信等であり、これら事業は市民が「三島ゆうすい」にふれあい、学べる機会を提供する等、本市の地域活性化及び観光振興に繋がる活動であると思われる。

主管課より提出された補助金交付申請及び完了報告によると、団体の総会資料が収支に係る書類として添付されていた。当該資料は団体全体の収支を示したものであることから、補助対象事業に関してどのぐらいの費用がかかり、余剰が生じているのかを正確に把握することができない。主管課においては当該補助対象事業そのものに係る会計と団体の運営に係る会計が明確になる資料を団体に求め補助金の適正な精査に努められたい。

また、三島ゆうすい会が実施する複数の事業を補助対象としている状況であるが、本補助金は補助金ガイドラインの特定事業費補助金と位置付けられていることから、今後は団体の活性化と市の政策的な推進に繋がるような事業を市の立場からも団体に促し、行政が協働の事業として関与することにより相乗効果をもたらすような事業を補助対象事業とすることのほか、団体との経費負担を明確にした上で補助率を決定する等、計画的で効果的な事業展開が推進されるよう検討されたい。

7 団体及び補助金の概要

(1) みしまジュニアスポーツアカデミー実行委員会

補助金名称	みしまジュニアスポーツアカデミー事業費補助金
補助の目的	東京2020オリンピックの開催決定を契機に三島市からオリンピック選手を輩出することを目的に、三島の子どもたちに新たな競技と出会う機会を創出し、将来全国や世界で活躍できる選手を育成すること。
補助金額	1,980,000円
団体の決算状況	歳入決算額 2,443,619円 歳出決算額 2,093,679円 (うち補助対象経費 2,093,679円) 翌年度繰越額 349,940円

(2) 三島ゆうすい会

補助金名称	三島ゆうすい会補助金
補助の目的	当該団体の事業（水の復活事業、活用事業、学習事業、イベント事業、水をテーマにした各種団体との連携事業等）を支援することで、水を活かしたまちづくりを推進し、交流人口の拡大による地域活性化および観光振興を図ること。
補助金額	180,000円
団体の決算状況	歳入決算額 2,451,784円 歳出決算額 1,116,548円 (うち補助対象経費 198,662円) 翌年度繰越額 1,335,236円